

10月1日から

初診時・再診時の選定療養費改定のお知らせ

厚生労働省の令和4年度診療報酬改定に伴い、一般病床数200床以上の地域医療支援病院に義務付けられている、紹介状を持たずに受診した場合に徴収する定額負担（選定療養費）の額が変更となります。つきましては、次のとおり変更しますのでお知らせします。

初診時の選定療養費（非紹介患者の初診料）

他の医療機関からの紹介状を持たない初診の患者さんに、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

変更前（9月30日まで）	変更後（10月1日から）
5,500円（税込）	7,700円（税込）

再診時の選定療養費（紹介済患者の再診料）

他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介状を持たずに当院を再診した場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

変更前（9月30日まで）	変更後（10月1日から）
2,750円（税込）	3,300円（税込）

※徴収の対象とならない方

- 他の医療機関の紹介状をお持ちの方（接骨院・整骨院を除く）
- 救急車で来院された方（緊急な診療を必要とされる方）
- 当日緊急入院された方
- 生活保護法による医療扶助の対象となる方
- 特定の障害、疾病等による各種公費負担医療制度の受給対象の方

当院を受診される際には、かかりつけ医等からの紹介状をお持ちください。

※ 小児医療費助成医療証等をお持ちの場合でも、紹介状をお持ちでなければ、選定療養費をご負担いただきます。